

| | |
|------|--------|
| 策定年度 | 平成16年度 |
| 変更年度 | 平成17年度 |
| 変更年度 | 平成18年度 |
| 変更年度 | 平成19年度 |
| 対象地域 | 一宮市 |

地域水田農業ビジョン

平成19年4月
一宮市地域農政推進協議会

1. 地域水田農業の改革の基本的な方向

(1) 地域農業の特性

一宮市は、平成17年4月に尾西市、木曾川町と合併し水田面積が2,000haを超える市となりました。

地形は、濃尾平野のほぼ中央に位置しており、豊かな水と土壤に恵まれ、野菜園芸、稲作が盛んに営まれており、愛知西農協朝日支店管内においては水稲の県採種ほ場の指定を受け主要農作物採種事業を実施し、農業関係機関の指導により「あいちのかおりSBL」等の優良種子の生産を行い、また同木曾川支店管内においては生産性の高い玉葱の種苗採取も盛んに行われている。

近年、産業構造の変化や都市化が進行する中で、農家数はこの20年間で約40%も減少した。それに伴って、経営耕地面積や農業就業人口も減少している。また、農業就業者の高齢化・女性化が進んでおり、後継者の育成が今後の課題となっている。

現在、さまざまな課題を抱えながらも、農家の創意と工夫により、都市近郊の有利性を生かした産地作りを実現しつつ、多種多様な農業が営まれている。

(2) 作物振興及び水田利用の将来方向

水田における土地利用型農業を推進し、安全・安心な減農薬減化学肥料の特別栽培米の生産拡大を推進する。また、地元産米の消費拡大を推進し、地産地消に努める。

慣行栽培では、水稲不耕起V溝直播栽培等を導入し、労働時間の短縮・コストダウンを図る。

米の集荷についても、多様化する米の種類に対応できるよう集荷施設等の整備をする。

不作付水田においては、需要ニーズに即した麦をはじめさまざまな野菜等への団地化転作・景観形成作物の団地化へ誘導し、耕作放棄水田の排除に努める。

(3) 担い手の明確化と育成の将来方向

担い手とは、認定農業者及び認定農業者になりうる農業者。また、農協営農部会員ならびに農業を主とする地域農業者、集落営農組織とする。

担い手の育成の将来方向

- ・ 目標を持ち、営農意欲の高い農家を、積極的にリストアップし認定農業者へ誘導するとともに、計画認定終期の到来した認定農業者についても積極的に再認定を行う。
- ・ 認定農業者に対する効率的・安定的な農業経営を実現するための支援を、積極的に推進する。
- ・ 認定農業者による自主的な活動組織の育成を支援する。
- ・ 地域ごとに認定農業者等中核的な担い手を確保することを基本とし、当面受け手となる認定農業者等の確保が困難である地区については、地域及び営農の実態に応じた集落営農組織等による営農を継続しながら、これらの組織強化に努める。
- ・ 農作業オペレーター組織の育成を推進する。
- ・ 意欲のある青年農業者については、認定農業者への誘導を積極的に進めるとともに、高度で幅広い知識や技術を習得できるよう支援する。
- ・ 高性能な農業機械は経営経費に占める割合は高いが積極的に投入し、効率的利用することにより機械費を削減する。
- ・ 特別栽培米を推奨し、有機肥料を使用した安心・安全な米づくりをする。

・当市が進めている環境循環型農業実証事業にて作られた堆肥を使用して生産した米・野菜を販売し、広く市民に有機資源循環の重要性を普及する。

2. 具体的な目標

(1) 作物作付け及びその販売の目標

作付計画

(単位：h a)

| 作物名 | 栽培方法 | 現在の状況 | 平成19年度の目標 | 平成20年度の目標 | 平成22年度の目標 |
|-----|--------------------------------------|--------|-----------|-----------|-----------|
| 水 稲 | 特別栽培米 (コシヒカリ、あいちのかおり SBL、ハツシモ) | 22.0 | 30.0 | 40.0 | 50.0 |
| | 慣行栽培米 (あいちのかおり SBL、コシヒカリ、ハツシモ、もち) | 1668.0 | 1004.2 | 994.2 | 984.2 |
| 合 計 | | 1690.0 | 1034.2 | 1034.2 | 1034.2 |
| 小 麦 | 農林61号 | 1.9 | 1.9 | 1.9 | 1.9 |
| 合 計 | | 1.9 | 1.9 | 1.9 | 1.9 |

注) 水稲は、農家保有米等の生産面積も含めた面積で示す。

販売計画

(単位：t)

| 作物名 | 栽培方法 | 現在の状況 | 平成19年度の目標 | 平成20年度の目標 | 平成22年度の目標 |
|-----|--------------------------------------|-------|-----------|-----------|-----------|
| 水 稲 | 特別栽培米 (コシヒカリ、あいちのかおり SBL、ハツシモ) | 92.0 | 125.0 | 165.0 | 210.0 |
| | 慣行栽培米 (あいちのかおり SBL、コシヒカリ、ハツシモ、もち) | 520.0 | 567.0 | 550.0 | 540.0 |
| 合計 | | 612.0 | 692.0 | 715.0 | 750.0 |

注) 水稲は、農協の米販売計画数量で示す。

(2) 担い手の育成及び担い手への土地利用集積の目標

水田農業ビジョンにおける担い手

原則として

水稲経営面積 20ha以上の地域営農集団

水稲経営面積 4ha以上の個人

ただし、例外あり

土地利用集積

・農地掘り起こし活動の強化により、出し手と受け手にかかる情報の把握と利用権設定の促進を図る。また、これらの農地の流動化に関しては、できるだけ集団化・連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

・平成12年度に実施した緊急雇用創設特別事業により導入した農用地情報管理システムにより、農用地の利用状況を詳細かつ一元的に管理する。また、農用地の利用集積が進んでいない地域については効率的な集積が進むように、集落段階での話し合いが積極的になされるよう支援措置を講じる。

・農協が水田作業のとりまとめをした水田は、農協営農部会及び新規就農者への委託を積極的に推進する。

3. 地域水田農業ビジョン実現のための手段

(1) 産地づくり対策の活用方法

・団地化による転作助成

ア．れんげ、コスモスなどの景観形成作物を一団で50a以上作付した農業者に交付する。

25,000円/10a

イ．転換畑にて、特別栽培作物を一団で50a以上作付した農業者に交付する。

25,000円/10a

上記の交付を受けるには、

年度当初に愛知西農協に申し出ること。

生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っていること。

なお、交付に当たって小数点以下の端数金額が生じた場合は、小数点以下を切り捨てる。

・特別栽培米の消費拡大に向けた取組み

米の消費拡大イベント

愛知西農協管内で栽培されたあいちのかおりSBL・ハツシモ・コシヒカリの特別栽培米をブランド化し、地元産米としての知名度アップとおいしさならびに安全・安心であるお米として消費者にPRする。

方法として、尾張一宮駅前での街頭宣伝・各種イベントでのお米の配布及び試食。

学校給食対策イベント

学校給食に地元産米の特別栽培米を、学校給食週間(米飯3回)に合わせて導入し、チラシ等を配布して、小・中学生にお米についての知識、大切さ、感謝の気持ちを学ぶ機会の提供を予定していません。

(2) その他の事業の活用

品目横断的経営安定対策（担い手対象）

（収入減少影響緩和対策）

対象品目ごとの収入と基準期間の平均収入との差額を経営体ごとに合算・相殺し、その減収額の9割について、積立金の範囲内で補てん。

（認定農業者等の担い手、生産調整実施者、集荷円滑化対策に係る拠出、生産者と国1：3の拠出あり）

平成18年度までの稲作所得基盤確保対策（稲得）及び担い手経営安定対策（担経）に比べて、メリット措置として、対象品目が拡大（米、大豆に加え、麦、てん菜、でん粉原料用ばれいしょも対象）し、農家の補てん金拠出負担が大幅に軽減され、拠出金も「掛け捨て」ではありません。

集荷円滑化対策

豊作により生ずる過剰米の処理については、その豊作分を翌年の生産目標数量から減少させることを基本に、自己責任の考え方に沿って、需要に応じた売れる米づくりの促進を図るとともに、主食用米の価格の低下による農業経営への影響を防ぐ必要がある。このため、無利子短期融資の仕組みを活用して、出来秋時における農業者による過剰米の区分出荷を促すとともに、農業者団体等による主体的な販売環境整備の取組を行いつつ、融資の返済が米の引渡しでされた場合は、その米を新規用途開拓や飼料用等として販売する仕組みを支援する。

（水稲作付面積1,500円/10aの拠出が必要、当該生産者拠出金について生産者支援金に充てた後も十分な資金が残る場合には、生産者へ払い戻しを行う。）

当市および愛知西農協の助成制度

この助成については生産調整の達成にかかわらず実施面積に応じて交付される。

なお、この助成を受ける場合、年度当初に愛知西農協への申し出が必要となる。

・転作助成 【当市1/2・愛知西農協1/2の割合により助成】

ア．麦・大豆を一団で1.5ha以上作付した農業者に交付する。

20,000円/10a

イ．れんげ、コスモスなどの景観形成作物を一団で30a以上作付した農業者に交付する。

10,000円/10a

ウ．水田にて、野菜（農協共販品目）を一団で30a以上作付した農業者に交付する。

10,000円/10a

エ．玉葱の種苗を一団で20a以上作付した農業者に交付する。

10,000円/10a

・良質米生産助成 【当市1/2・愛知西農協1/2の割合により助成】

（下記の要件を満たしたもの）

ア．特別栽培米を生産した農業者に交付する。

12,000円/10a

- 要件：・作付け計画書の提出　・一団で30a以上
・農協栽培指針に基づき栽培日誌の記帳と提出
・農協共同乾燥施設利用
- ・集落営農助成　【当市1/2・愛知西農協1/2の割合により助成】
- ア．転作・土地集積・特別栽培米等の集団化推進助成（1集落1ヶ所のみ）
・一団で1ha以上　6,000円/10a

・米集荷助成　【愛知西農協のみ助成】

（下記の要件を満たしたもの）

- ・農協出荷　500円/1俵

要件：・農協共同乾燥施設利用

- ・ミニライス利用（ただし、網目農協指定）

・集荷円滑化対策への加入助成　【愛知西農協のみ助成】

・集荷円滑化対策への加入促進のため、農業者が拠出する水稻作付面積10aあたり1,500円のうち500円を助成。

（担い手の明確化）

水田農業ビジョン担い手表

《省略》